

平成30年第11回天草市教育委員会臨時会会議録

1 期 日 平成30年8月7日(火) 午前11時開会

2 場 所 天草市役所別館 会議室C

3 本会議に出席した教育委員

委 員	花 里 昌 直	委 員	黒 鶴 進 治
委 員	行 合 八 恵 子	委 員	木 下 え り 子
教 育 長	石 井 二 三 男		

4 本会議に欠席した教育委員

委 員 蓑 田 え り

5 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	森 下 洋 一	教 育 総 務 課 長	柴 田 和 人
学 校 教 育 課 長	山 本 洋 介	学 校 教 育 課 審 議 員	沢 村 祐 介
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	小 森 直 哉	総 務 企 画 課 課 長 補 佐	出 永 圭 史

6 本会議に付した議題等

(1) 審議事項

議第36号 天草市立小・中学校職員の訓告等取扱規程の制定について (教育総務課)
議第37号 県費負担教職員に対する服務監督上の措置について (学校教育課)

(2) 協議・報告

(1) 県費負担教職員の懲戒処分の審議結果について (学校教育課)

7 本会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、平成30年第11回天草市教育委員会臨時会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 議案

議第36号 天草市立小・中学校職員の訓告等取扱規程の制定について

石井教育長： 事務局から説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 議案書1ページをお願いします。天草市立小・中学校職員の訓告等取扱規程の制定について説明する。市内小・中学校に勤務する県費負担教職員に法令違反、服務義務違反または職務怠慢、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合は、地方公務員法第29条の規定により、服務監督権者である市町村教育委員会の内申を待って戒告・減給・停職・免職の懲戒処分を熊本県教育委員会が行うことができるとされている。熊本県教育委員会においては、別紙臨時会資料に添付している懲戒処分の指針を定め、教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行、いわゆる非違行為を行った場合の標準的な懲戒処分の基準を定め運用されている。この指針に示す懲戒処分を行うまでには至らないような非違行為があり、かつ対象となる教職員に対して業務履行の改善向上を図る必要があるときは、服務監督権者である市町村教育委員会が監督上の措置として訓告を行うことになる。しかし、当該訓告については明確

な法的根拠がなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条の規定により市内小・中学校に勤務する県費負担教職員のサービスを監督する市教育委員会において、規程を制定し、これに基づきサービス監督上の措置を行う必要がある。それでは、新規制定する規程の概要について説明する。第1条には趣旨として規定しており、県費負担教職員に非違行為があり、懲戒処分を行うまでには至らないが、今後の業務改善向上のため必要と認められるときに、市教育委員会が監督上の措置を行うとしている。第2条には訓告の種類を規定しており、訓告書の交付による文書訓告、口頭による口頭訓告の2種類を規定している。第3条には訓告等の決定について規定しており、熊本県教育委員会が定めた懲戒処分の指針に基づき発生した非違行為の状況等を考慮して、市教育委員会に諮り決定することとしている。第4条には訓告等の方法、第5条には訓告等記録簿について規定している。なお、当該規程については、この後審議をしていただき、議決をしていただいた場合、本日付で訓令を交付し、直ちに施行させていただきたい。

石井教育長： ただ今、教育総務課長から説明があったが何か質問はないか。

花里委員： 規程を今制定するということであるが、これまで訓告等の指導がなされたことはなかったのか。

柴田教育総務課長： これまで訓告等の監督上の措置はしたことはない。今回、後に審議をお願いする案件が発生し、他の自治体または関係法令を確認したところ、サービス監督権者である市町村教育委員会が訓告をする場合、根拠となる規程等を制定する必要があるのとのこと。先進自治体によっては同様の規程が設けられている。

石井教育長： 他に質問はないか。

木下委員： 以前にも懲戒処分された教職員がいたと思うが、管理職への訓告等がなされたことはないのか。

石井教育長： 懲戒免職だった場合は、管理職には戒告処分がなされていると思う。戒告処分は懲戒であるので、県教育委員会が処分を行っている。今回は、どうなるかはわからないが、繋がっているのではないかと。繋がっているのであれば、やはりサービス監督上の責任があるため市教育委員会が指導する必要がある。そのためには規程を制定する必要がある。

柴田教育総務課長： 配布している資料をお願いします。これは熊本県教育委員会が定めている懲戒処分の指針である。6ページに監督者の責任関係の記載がある。指導監督の不適正であるが、部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とするとされている。管理監督者についての基準が定められている。今回、規定するのは管理監督者を含めて、懲戒処分までは至らない教職員に対して市町村教育委員会が今後の改善を求めるものである。

石井教育長： 他に質問はないか。

(なしとの声あり)

石井教育長： なければ議第36号天草市立小・中学校職員の訓告等取扱規程の制定について承認してよろしいか。

(全員同意する)

石井教育長： 次に議第37号であるが、先に報告をさせていただく。本報告及び議第37号は人事案件であるため非公開としたい。非公開とするには天草市教育委員会会議規則第14条第1号の規定により、出席委員の3分の2以上の賛成が必要である。報告及び議第37号について非公開とすることに対して賛成であれば挙手をお願いします。全員賛成であるので、非公開とする。

報告及び議第 37 号は非公開のため会議録なし。

石井教育長：他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れ様でした。